

展示契約書（ライトバージョン）

第1条（目的）

本契約は、アーティスト（以下「甲」）とギャラリー（以下「乙」）が、互いの創作と展示活動において誠実な協働を行うため、権利・責任・役割を共有し、合意内容を明文化することを目的とする。

第2条（展示内容）

1. 展示の名称・会期・会場・主催者は、別紙「展示概要書」に定める。
2. 展示趣旨および空間構成は、甲乙協議のうえ決定する。
3. 展示内容に変更がある場合は、口頭またはメール等で双方確認し、記録として残す。

第3条（作品の取扱い・安全管理）

1. 展示作品は、甲の責任で制作・搬入する。
2. 展示・照明・保管・搬出等は乙の責任で行い、作品を丁寧に取り扱う。
3. 展示期間中の作品の管理・監視・補償について、乙は以下のいずれかを選択する：
 - ① 保険契約に加入している
 - ② 加入していないが、損害時の補償方法（例：修復費負担・再制作費の一部負担）を事前に協議する
4. 事故・破損・盗難が発生した場合、乙は速やかに甲へ報告し、誠実に協議して解決を図る。

第4条（販売）

1. 販売価格・手数料率・支払期日は、甲乙協議のうえ決定する。
2. 乙は、販売価格を甲の同意なく変更・値引きしてはならない。
3. 売上金は販売代金受領後○日以内に乙から甲へ送金する。
4. 顧客情報および販売記録は、甲の求めに応じて開示する。

第5条（広報・記録）

1. 展示に関する広報・記録・SNS投稿について、主導・費用負担を協議し、簡易な書面（またはメール）で合意する。
2. 展示写真・映像の著作権は原則として撮影者に帰属するが、甲乙双方が使用できる。
3. 乙が第三者媒体へ提供する場合は、事前に甲へ連絡する。

4. クレジット表記は「© Artist Name / Courtesy of Gallery Name」とする。

第6条（経費負担）

1. 印刷・設営・広報・搬出入等の費用は、甲乙協議のうえ分担割合を決める。
2. 経費を立替える場合、領収書や金額を後日共有する。
3. 協賛金や補助金を利用する場合は、その用途を明示し、双方で確認する。

第7条（免責・不可抗力）

天災・事故・社会的混乱など、不可抗力による展示中止・延期が生じた場合、甲乙は互いに責任を問わず、誠実に協議して対応を定める。

第8条（契約期間・変更）

本契約は展示終了および精算完了をもって終了する。

変更・補足は、メールまたは書面で双方の合意を確認する。

第9条（信頼と共鳴）

本契約は、双方の自由を制限するものではなく、互いの創造と労働を尊重し、関係の透明性を保つための“共鳴の記録”である。

甲（アーティスト）氏名：

印

乙（ギャラリー）氏名：

印

契約日： 年 月 日